

令和7年第2回定例会

行 政 報 告

(埼玉県後期高齢者医療広域連合債権管理条例
に基づく債権の放棄について)

- ・ 債権の放棄について
- ・ 参 考 資 料

令和7年11月4日

債権の放棄について

埼玉県後期高齢者医療広域連合債権管理条例（令和２年広域連合条例第１号）第１２条第１項の規定により権利の放棄をしたので、同条第２項の規定により次のとおり報告する。

１ 放棄した債権の名称、事由、件数及び金額

名 称	事由号数	件 数	金 額
割合差額返納金	第１号	１１件	2,061,268 円
区分差額返納金	第１号	１件	82,480 円
第三者行為損害賠償金	第２号	１件	1,957,206 円
合 計		１３件	4,100,954 円

２ 債権を放棄した時期

令和７年３月３１日

３ 事由号数について

第１号 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても履行の見込みがないと認められるとき。

第２号 破産法（平成１６年法律第７５号）第２５３条第１項、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２０４条第１項その他の法令の規定により、債務者が広域連合の私債権等につきその責任を免れたとき。

参考資料

埼玉県後期高齢者医療広域連合債権管理条例（抜粋）

第12条 広域連合長は、広域連合の私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が広域連合の私債権等につきその責任を免れたとき。
- (3) 広域連合の私債権等(時効による消滅について援用を要するものに限る。)について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (4) 第7条の規定による強制執行等又は第9条の規定による債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった広域連合の私債権等について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (5) 第10条の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、かつ、弁済する見込みがないと認められるとき。
- (7) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該広域連合の私債権等に優先して弁済を受ける広域連合の債権及び広域連合以外の者の権利の金額の合計額を超えないと認められるとき。

2 広域連合長は、前項の規定により広域連合の私債権等を放棄したときは、議会に報告しなければならない。

埼玉県後期高齢者医療広域連合債権管理条例施行規則（抜粋）

第7条 条例第12条第2項の規定により議会に報告する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 放棄した債権の名称
- (2) 放棄した債権の件数及び金額
- (3) 債権を放棄した事由
- (4) その他広域連合長が必要と認める事項